

<http://messe.nikkei.co.jp/in/>

出展のご案内

出展申込締切日

2018年
7月20日(金)

初開催!

持続可能な都市と地域づくりを提案

社会インフラテック 2018

インフラ維持・管理者と
民間企業・技術とのマッチングの場

会期 2018年12月6日(木)～8日(土) 10:00-17:00

会場 東京ビッグサイト 東ホール

主催：インフラメンテナンス国民会議、日本経済新聞社



インフラ維持管理者(国・地方公共団体)と、

持続可能な都市と地域づくりに向けて インフラメンテナンス国民会議と 日経が共同主催!!

国土交通省を中心にインフラメンテナンス産業の育成や活性化に産官学で取り組む場として設置されたインフラメンテナンス国民会議と、街づくりや持続可能な社会づくりの展示会を長年実施してきた日経の共同主催による新しい展示会!!



開催趣旨

急激な人口減少や高齢化の進展により、日本の地域や都市づくりの現場にあっては、長期の使用に耐えてきた社会基盤の「これから」を考えることが大きな課題となっています。老朽化した社会インフラは多数存在し、メンテナンスのニーズや効率化への対応が迫られる一方で、新しい時代に向けた情報インフラや社会サービスの導入も求められています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省を中心にインフラメンテナンス産業の育成や活性化に産官学で取り組む場として設置されたインフラメンテナンス国民会議と、街づくりや持続可能な社会づくりをテーマにした展示会を長年実施してきた日本経済新聞社が、新たな展示会「社会インフラテック2018」を共同主催する運びとなりました。

本展は、インフラ維持管理者(国・地方公共団体)と、民間企業・技術とのマッチングを目的とし、インフラ老朽化対策技術や再生・高度化ビジネスをはじめ、センサー、情報通信、IoT、AI、材料、加工技術などの先端テクノロジー、“超スマート社会時代”に向けたインテリジェント・インフラが集結するこれまでにないイベントとして実施します。

同時開催のカンファレンスでは、国の政策や産官学、地方公共団体の取り組みを紹介し、インフラメンテナンスの社会的普及、持続可能な都市づくり・地域づくりを議論し、コアターゲット層の集客に努めます。

SDGs(持続可能な開発目標)時代の環境と社会のあり方を考える展示会「エコプロ2018」(第20回)と同時開催することで、多様な層の来場動員で相乗効果が期待できます。また、日本経済新聞紙面や日経電子版とも連動し、本展の情報発信力を高めていきます。

関係各位の積極的なご出展やご支援をよろしくお願い申し上げます。

インフラメンテナンス国民会議、日本経済新聞社

開催概要

社会インフラテック

- 名称 社会インフラテック2018(第1回)
- 会期 2018年12月6日(木)～8日(土) 10:00～17:00
- 会場 東京ビッグサイト[東ホール]
- 主催 インフラメンテナンス国民会議、日本経済新聞社
- 後援 国土交通省ほか関係省庁を予定
- 出展規模 100社200小間(見込み)
- 来場者数 同時開催展「エコプロ2018」とあわせて17万人見込み(入場無料)

民間企業・技術とのマッチングの場

構成と特色

「インフラメンテナンス」「インテリジェント・インフラ」を出展対象にした展示ゾーンと、会場内に設置するカンファレンスゾーンなどで構成し、社会インフラに関するビジネス・最新技術をワンストップで紹介します。

※その他、主催者企画展示、イベントなども予定

出展対象 1 インフラメンテナンス

- 保守／監視／点検
- 補修／補強
- 維持管理
- 高度化／効率化／再生
- 防災／減災／レジリエンス
- 環境保全／温暖化対策
- インフラ投資 (PPP／PFI)
- ファイナンス

出展対象 2 インテリジェント・インフラ

- 先端技術／デバイス
- 自動化／リモートコントロール
- IoT／ビッグデータ／AI活用プラットフォーム・ソリューション
- ネットワーク／サイバーセキュリティ
- エネルギーシステム
- コンパクトシティ
- ダイバーシティ／生活インフラ

社会インフラテックカンファレンス

政策会議／技術会議 など

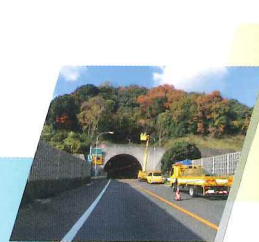
社会インフラテック2018実行委員会

専門家、有識者、インフラ関連企業・団体からなる本展実行委員会を立ち上げ、企画展示やカンファレンスプログラムづくりを担います。

インフラメンテナンス国民会議とは

インフラメンテナンス国民会議は、インフラを良好な状態で持続的に活用するために産官学が一丸となってメンテナンスに取り組む社会の実現に向けて、様々な主体が参画し、理念の普及、課題の解決およびイノベーションの推進を図る産学官民のプラットフォームであり、活力ある社会の維持に寄与することを目的とする組織で、国土交通省及び関係省庁が支援しています。

※詳細は10ページをご参照ください。



出展対象

インフラメンテナンス

◇保守・監視・点検

道路、橋りょう、上下水道、鉄道、エネルギー設備、モニタリング、光ファイバー計測、ワイヤレス計測、3D計測システム、センサー、ネットワークカメラ、画像解析・診断、地盤情報、路面性状測定、点検・検査支援ロボット・ドローン、建設機械、変状調査、状態監視、埋設物探索・測定、耐震診断、リスク・劣化診断、空洞探索 など

◇メンテナンス／補修・補強／更新

断熱・遮熱、防水、防食、塩害、剥落・断面修復、表面保護・改質など各種対策向け建材・副資材（フィルム、塗料、シーリング剤など）、長寿命・高耐久建材、強靱化対策建材、新素材・新材料、照明 など

◇防災・減災対策

耐震構造材・補強部材、制震パネル・装置、免震システム・工法、地すべり・土石流対策、液状化対策、津波・高潮対策、地盤改良・人工地盤、UPS（無停電電源装置）、非常用発電・蓄電システム、照明システム、防災拠点ビル・仮設住宅 など

◇環境保全対策

都市緑化・景観材、都市の暑熱対策、公園・緑地整備、生物多様性の確保に向けた基盤整備、土壌改良、海洋・河川の水質改善、気象・自然環境観測装置・システム など

◇インフラ投資・運営事業

PFI／PPP（空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、MICE施設）、インフラ投資ファンド（エネルギー事業、再生可能エネルギー、運輸・交通、都市開発） など

インテリジェント・インフラ

◇先端技術・デバイス／ソーシャルデバイス

センサー・ネットワーク、パワーデバイス、レーザー・レーダー、衛星測位・観測システム、自律型マルチ（ひずみ、亀裂、加速度、映像）センシング

◇自動化／リモートコントロール

高性能カメラ、ロボット、ドローン（省力・省人、災害事故対応）、仮想現実（VR）／拡張現実（AR）技術（遠隔作業、技術指導・伝承、教育、介護など）、自動運転技術、次世代地理情報プラットフォーム

◇IoT、ビッグデータ、AI活用技術・システム

IoT利用モニタリング、AI活用インフラマネジメント、i-Construction、インフラ情報データベースプラットフォーム、ビッグデータAI解析技術、AI画像認識・映像解析プラットフォーム

◇ネットワーク／セキュリティ

画像伝送システム、LPWA、次世代無線通信技術（5G）、無線LAN、ネットワーク機器、監視カメラソリューション、サイバーセキュリティ（標的型攻撃対策、脆弱性対策、ウイルス対策、IoTセキュリティ、暗号化技術など）

◇次世代エネルギーインフラ

再生可能エネルギー地域需給システム、分散エネルギー技術・システム、電力貯蔵技術、ワイヤレス充電電、ワイヤレス電力伝送、ERAB（エネルギー・リソース・アグリゲーション・システム）、エネルギー新技術（人工光合成、アンモニア技術開発、蓄熱発電、水素サプライチェーンなど）

◇ダイバーシティ／生活インフラ

コンパクトシティ、モビリティ、道路・交通、上下水道設備、エネルギー、照明、ファイナンス、ビル、スマートホーム、スマート地域包括ケアシステム、遠隔介護医療システム、在宅就業支援、多言語対応、バリアフリー対応、信号・建物・駐車場などの更新



来場対象

◇国・地方公共団体 施設管理者 中央省庁、地方公共団体、公的研究機関、大学

◇ビジネスパーソン

- 建設 ゼネコン、建設コンサルタント、電気・空調・衛生・消防など各種設備
- 土木 道路維持・修繕・改良工事、道路排水工事、上水道・下水道工事、造園工事
- 設計事務所・デザイナー 施設設計、店舗設計、住宅設計、照明設計
- 商社・デベロッパー 商業施設開発、再開発事業、オフィスビル、大規模宅地造成
- 電機、情報通信、機械 総合電機メーカー、通信キャリア
- 地理・気象情報関係 測量、地図データ、GPS利用、3次元データ収集・利用、気象情報利用、道路、空港、鉄道など交通機関
- 運輸・交通 自動車・二輪車・商業車メーカー、船舶、鉄道、航空
- 住宅 住宅メーカー、工務店、リフォーム業、マンション分譲
- 金融 銀行、証券、政府系金融、リース、生損保、投資法人、資産運用企業・団体
- エネルギー 電力、ガス、新電力
- 農林業・水産業
- 人材派遣

◇インフラに関心が高い生活者 市民団体、地域づくりNGO・NPO、学生・生徒、学校・教育関係者など

来場動員・広報・宣伝プラン

日経グループのメディア活用

日経グループ(新聞、雑誌、インターネットほか)各媒体に、社告、記事掲載、広告特集など本展に関する情報を掲載します。

来場対象者へのアプローチ (ダイレクトメール、インターネット)

日経主催展示会・イベントの過去来場者や、インフラ関連団体・協会を通じて、ダイレクトメールの発送や、メールニュースを配信し、インターネットの検索連動広告も活用します。

広報・宣伝活動

広報事務局を設置し、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットなど各メディアに向けて、ニュースリリースを送付。取材を積極的に誘致します。JR・地下鉄などへの交通広告、インターネット広告、ソーシャルメディア、テレビCMなどで告知します。

DMチラシ、招待券の配布

1出展者あたり500部のDMチラシと1,000枚の招待券をお渡しします(追加も可能)。

展示会ウェブサイト

企業情報や出展製品の情報を展示会ウェブサイトに登録いただきます。サイト訪問者は、出展者一覧やインデックス、キーワード検索から、目的の製品・ソリューションを検索することができます。

※同時開催「エコプロ2017」の例



DM用チラシ [A3サイズ]



日本経済新聞広告 [全15段]



日本経済新聞 社告



ウェブサイト



テレビCM



インターネット広告



招待券

関連企画

社会インフラテック カンファレンス(予定)

本展の関連企画として、国・地方公共団体の政策や取り組みを情報発信する【政策会議】、インフラ維持管理の革新技術やインテリジェント・インフラ関連技術の情報を発信する【技術会議】、官民連携、企業間連携のビジネスマッチングを目的とした【マッチング会議】で構成する「社会インフラテック カンファレンス」を同時開催します。

カンファレンスステージを会場内に特設し、展示エリアに隣接させることで、本展来場者がインフラメンテナンスに関連する最新情報をワンストップで収集でき、カンファレンス参加者にとって質の高いビジネスマッチングの機会となります。

1 政策会議	2 技術会議	3 マッチング会議
<p>国や地方公共団体の情報を発信する会議</p> <p>会議テーマ案</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 将来の国土づくりについて ■ インフラメンテナンス国民会議の取り組み ■ インフラ分野の企業連携・官民連携 ■ メンテナンスを担う技術者の育成と市民参画 	<p>国や企業の技術情報を発信する会議</p> <p>会議テーマ案</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ インフラ維持管理における革新的技術導入への取り組み ■ 国土交通分野における新技術の取り組みについて ■ AI/IoT/ビッグデータを活用したインテリジェント・インフラ 	<p>GtoB、BtoBの連携を促進するための情報交流会議</p> <p>会議テーマ案</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 官民マッチング ■ 企業間マッチング ■ 技術マッチング ■ 自治体支援トータルサービス(PFI、PPP、包括委託など)

会場レイアウトイメージ図



同時開催『エコプロ』とは

環境ビジネスに携わるビジネスパーソンから中央省庁、地方公共団体、市民団体まで多数の出展者・来場者が集う『エコプロ』との同時開催は、「社会インフラテック」との相乗効果・相互交流が見込まれます。

アジアを代表する環境総合展 ～出展650社・団体

650社・団体が出展し、消費財や生産財、エネルギー、各種サービスまで、最先端の技術・製品や取り組みを紹介します。ビジネスパーソンをはじめ、政官財界VIP、環境意識の高い生活者、NPO、環境学習を目的とした子どもたちまで、様々なステークホルダー17万人が来場。次回で20回目を迎えるアジアを代表する環境総合展です。



SDGs時代の社会づくりを日本と世界、そして未来へ

SDGs時代における社会課題の解決や環境保護と経済活動の両立を目指し、関連のプロダクト、サービス、プロジェクト、つながりなど、様々な要素を集結させたダイレクトメディアとして、持続可能な社会づくりを日本と世界、そして未来へと発信します。



ビジネスからCSR、ブランディングまで 幅広いニーズに対応

出展者の出展目的はビジネスからCSR、ブランディングまで多様です。また、来場ターゲット層もビジネスパーソンから生活者や子どもたちまで多岐にわたっています。こうした幅広いニーズに応えるため、話題性の高い企画展示やセミナーの実施、日経グループのリソースを活用し、活発な商談や環境コミュニケーションをサポートします。



■ 2017年実績

出展規模

616社・団体 / 1,414小間

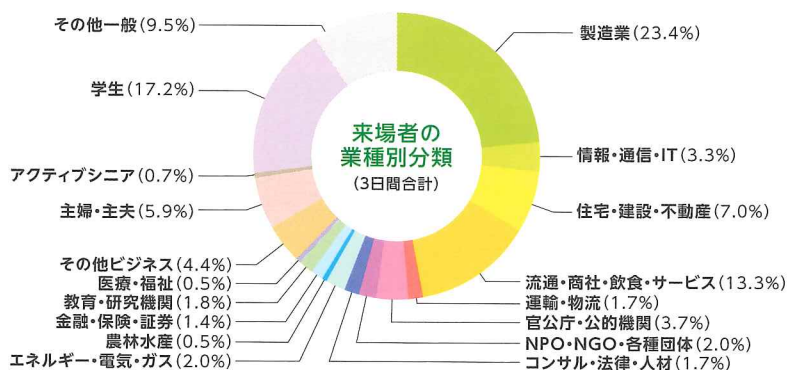
来場者数

12月7日(木) 晴れ 53,034人

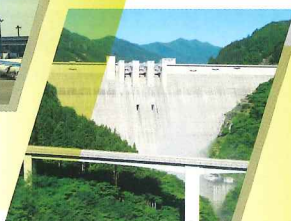
12月8日(金) 曇り 60,949人

12月9日(土) 晴れ 46,108人

総来場者数 160,091人



エコプロの詳細はこちら
<http://eco-pro.com>



出展費用・小間仕様など

出展小間料 / 1小間(3m×3m=9㎡)あたり

9小間以上

1小間あたり
¥300,000
(税抜き)

※独立小間で
スペース渡し

1～8小間

1小間あたり
¥320,000
(税抜き)

※背面・側面の
壁面パネル付き

※図は1小間の場合です。
※隣接小間に接する壁面パネルを外すことはできません。

基礎小間仕様

- 基礎小間の壁面はシステムパネルを使用します。
- 基礎小間には社名板、カーペット、テーブル、イス、照明器具などの備品はつきません。
- 4辺に隣接する小間がない独立小間(9小間以上)は、スペースのみの提供となります。基礎小間の壁面(バックパネル、袖パネルなど)はつきません。
- 共同出展で小間内に間仕切りを設置する場合は自社にてご準備ください。
- 基本部材であるポール(アルミ)、ビーム(アルミ)、パネル(3.8mm合板に両面塩ビシート貼り)などはすべてリユース品です。
- 部材に対して画びょうや釘・ネジは使用できません。
- 壁面にパネル類を両面テープで付けたり、カッティングシートを貼ったりすることはできますが、撤去時に必ず原状復帰してください。
- 部材を破損した場合は、破損料の実費を請求させていただきます。
- 両面テープでは付かないようなパネル類の取り付けは、フックとチェーンを使って壁面パネル上部のビームより吊り下げることができます。

出展小間料以外に発生する主な費用

※詳細は出展者説明会でご案内します。

- ◇**小間装飾費**: 床面のカーペットや机・椅子、電気・照明器具などの備品の手配、および小間の装飾については、各出展者の負担で行ってください。なお主催者でもパッケージ装飾、展示台、パンチカーペット、椅子、映像機材などのオプション・リース備品をご用意しています。
- ◇**電気工事費**: 1kWあたり11,000円(予定・税抜き)
※小間までの配線と開閉器(ブレーカー)設置工事費および会期中の電気使用料を含みます。
開閉器から小間内の電気配線工事は各出展者で行ってください。
- ◇**通信回線費**: 共有高速光回線 1回線につき80,000円、専有ADSL回線 1回線につき55,000円(予定・税抜き)

小間形状

**1～5小間の場合
(単列方式)**

**4小間および
6小間以上
(複列方式)**

- 独立小間(4面開放)は9小間以上となります。
- 1～3小間、5小間については単列となります。
 - 4小間でお申し込みの場合は、単列・複列のいずれかを選択できます。
 - 6小間以上は複列となります。
 - L字型や通路をはさむなどの特殊な小間配置はできません。

共同出展

複数企業による共同出展は、1社につき1小間以上でお申し込みください。例えば2小間の場合は合計で3社以上になる共同出展はできません。

装飾物の高さ規定

9小間以上、独立小間 (四方が通路に囲まれている小間)

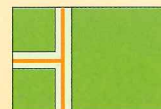
小間内の装飾物の高さは4.5mまでとし、通路に面する境界線より1mまでは2.7mまでを限度とします。なお、展示物についてはこの限りではありません。



■高さ4.5mまで □高さ2.7mまで

1～8小間、 背面・側面の壁面パネル付き

小間内の装飾物の高さは3.6mまでとし、隣接する小間の境界線より0.5mまでは2.7mまでを限度とします。








■高さ3.6mまで □高さ2.7mまで
— 小間境界線

小間位置の決定

会場全体の基本構成とレイアウト、各社の小間位置は、出展者数、展示小間数などを考慮して、主催者が決定します。その際、出展者による隣接配置などの要望は、反映されない場合があります。

出展申込方法 / 開催までのスケジュール

お申し込み

<p>STEP 1</p> <p> 出展内容を入力</p>	<p>ウェブサイト「社会インフラテック2018」(https://messe.nikkei.co.jp/in/)内の出展申し込みページにアクセスし、「出展に関する規約」に同意の上、案内に従って出展内容を入力し、お申し込みください。</p> <p>※広告代理店を通してのお申し込みの場合、主催者が認めた広告代理店に限らせていただきます(ご不明の場合は主催者にお問い合わせください)。</p>
<p>STEP 2</p> <p> 出展申込書PDFをプリントアウト</p>	<p>出展内容を主催者事務局で確認した後、「出展申込書提出依頼」のメールを出展担当者宛てにお送りします。このときに出展者IDをお知らせしますので、電子メールの案内に従って「出展者マイページ」にログインし、STEP1で入力した内容が印字された出展申込書PDFをプリントアウトしてください。</p> <p>※出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、申し込み受け付けを保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。</p>
<p>STEP 3</p> <p> 出展申込書を提出</p> <p>申込締切日 7/20(金)</p>	<p>プリントアウトした出展申込書に代表者印(または社印)を押印のうえ、以下の方法で主催者事務局までご提出ください。</p> <p>出展申込書提出締め切り:出展者ID送信日から2週間以内</p> <p>① 出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出展者マイページからアップロードする ② ①が難しい場合は、出展申込書の原本を主催者事務局まで郵送する</p> <p>※出展申込書を郵送する場合は、必ず事前にコピーを取りお手元に保管してください。 ※期限内に出展申込書を送付いただけない場合は、出展取り消しとさせていただきます。</p>
<p>STEP 4</p> <p> 出展申込書の受理</p>	<p>主催者事務局から出展申込書を受理した旨、電子メール(出展申込受理メール)でお知らせします。このメールを送信した時点で出展申し込みを受理したものとします。また、追って請求書を発送します。</p>
<p>STEP 5</p> <p> 出展料の振り込み</p> <p>入金締切日 8/31(金)</p>	<p>振込手数料は出展者にてご負担ください。期日までに出席者または広告代理店からの入金を確認できない場合は、申し込みを取り消すことがあります。</p>

出展準備

- ◇ **出展者説明会** [日時] 9月12日(水) 13:30~15:30(予定)
[会場] 日経ビル3階「日経ホール」(東京都千代田区大手町1-3-7)
[内容] 展示会全般の概要、会場レイアウトの発表、広報・宣伝プランの説明、出展細則・提出書類の説明などを行います。
必ずご参加ください!
- ◇ **各種提出書類の締め切り** 9月中旬~11月中旬
会場サイン広告、装飾施工会社登録、電気・通信回線など各種工事、レンタル備品などの申し込み
- ◇ **搬入・施工** 12月4日(火)~5日(水)

会期当日

- ◇ **会期** 12月6日(木)~8日(土)
- ◇ **搬出・撤去** 12月8日(土)
会期終了後
即日撤去(~22:00)

※規定作業時間内に撤去を完了しない出展者には、展示ホール使用料など使用時間延長によって発生した経費の全額をご負担いただく場合がありますので、必ず規定作業時間内に撤去作業を終了してください。

出展申し込みに関する諸注意 社会インフラテック2018へのお申し込みにあたって、以下の点をご注意ください。

- 「出展に関する規約」をよく読み、同意の上でお申し込みください。
- 各出展者の小間位置は、形状、出展内容などに基づき主催者が決定し、出展者説明会で発表します。
- 出展申込受理後のキャンセルはできません。出展者のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合は、主催者が定める方法で主催者事務局まで届け出てください。その場合キャンセル料として、出展申込受理メールを送信した日から請求金額の全額をお支払いいただきます。
- 展示スペースには限りがあるため、主催者が募集する展示規模に達した際は、申込締切日より前に出展申し込みを締め切る場合があります。
- 小間内の装飾物の高さには制限がありますのでご注意ください(P.8「装飾物の高さ規定」をご参照ください)。

出展お問い合わせ先(主催者)

社会インフラテック2018主催者事務局 日本経済新聞社 文化事業局イベント事業部
TEL: 03-6256-7355 E-mail: infratech@nex.nikkei.co.jp

インフラメンテナンス国民会議とは

設立の背景と目的

我が国のインフラは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されます。これらインフラによって人々にもたらされる恩恵を次世代へも確実に継承していくために適切に維持管理・更新に取り組む必要があります。

政府としては、老朽化対策を一体的に推進するため、平成25年にインフラ長寿命化基本計画を策定しました。また、関係省庁は平成27年度までにインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定したところです。今後、関係省庁及び地方公共団体は、個別施設毎の長寿命化計画を平成32年度までに策定し、戦略的なインフラメンテナンスに取り組むこととしています。

しかし、戦略的なインフラの維持管理・更新を行っていくためには、施設管理者側による厳しい財政状況における維持管理・更新に係る予算の確保や、大部分の社会資本を管理している地方公共団体における技術職員の不足のほか、インフラの維持管理・更新を支える建設業等のメンテナンス産業や地域の担い手の確保等、社会全体として課題に取り組む必要があります。

このため、産学官民が一丸となってインフラメンテナンスに取り組むとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図り、もって活力ある社会の維持に寄与することを目的として、平成28年11月にインフラメンテナンス国民会議を設立しました。



インフラメンテナンス国民会議の目的

1. 革新的技術の発掘と社会実装
2. 企業等の連携の促進
3. 地方自治体への支援
4. インフラメンテナンスの理念の普及
5. インフラメンテナンスへの市民参画の推進

組織体制

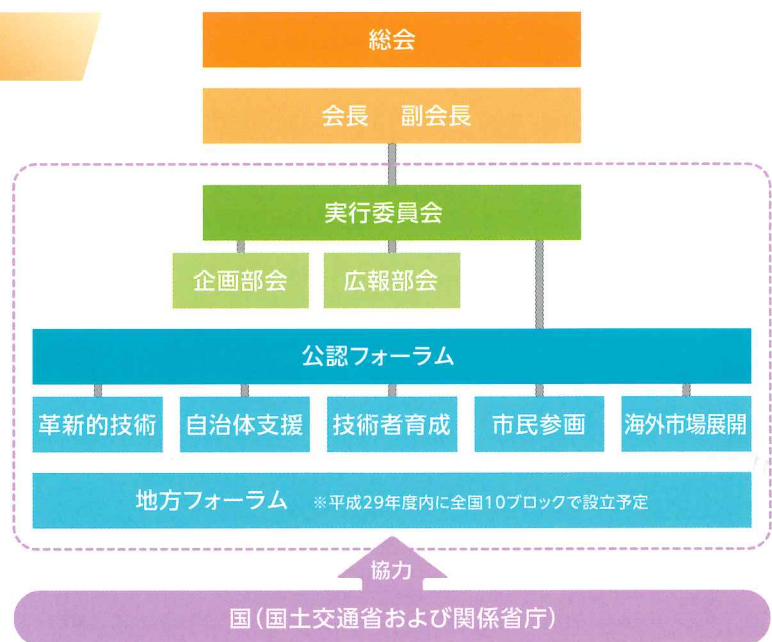
国民会議の活動については、国民会議の趣旨に賛同し活動に意欲のある企業、研究機関、施設管理者、市民団体等の会員にメリットのある活動を会員の主体的な運営により行うこととし、会員により構成される実行委員会、各部会事務局を設け、運営を行っています。



【会長】 富山 和彦
株式会社経営競争基盤
代表取締役CEO



【副会長】 家田 仁
政策研究大学院大学
教授



▶ インフラメンテナンス国民会議の詳細は <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/im/index.html>

[1. 規約の履行]

出展者は「社会インフラテック」(特別企画展、関連企画を含み、以下「本展示会」と総称する)に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」(出展要項)、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容(これらを以下「本規約等」と総称する)を遵守しなくてはなりません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、共同出展者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設置・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含み、以下「役員ないしかかる契約相手方」(出展者関係者)と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します)をして、本展規約等を遵守させるものとします。出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の搬入期間・開催期間を含む)を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

[2. 出展にあたっての諸注意]

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。主催者が、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合(下記事例を含みますが、これらに限られません)には、出展申し込み受付の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

◀出展申し込み受付の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする事例▶
 「出展申込書その他の提出書類に記載事項に不備や虚偽の申請があった場合」
 「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合」
 「出展者が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害していると判断される場合」
 「他の出展者や来場者などから苦情が申し込まれる場合」
 「出展者が自ら法的整理手続の申立てをし、あるいは申し立てを受けている場合」
 「出展者が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合」
 「その他、出展が不適当と主催者が判断する場合」

2-2. 共同出展の場合は、共同出展に含まれる1出展者につき1小間以上で申し込むものとします。例えば、2社で1小間の出展はできません。

2-3. 疫病などでWHO(世界保健機関)の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求められる場合があります。

[3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い]

3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を送付(電子メールまたは郵送による)した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」【製品カタログ】など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお、出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取次を委託することができます。

3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店。特に断らない限り本3-2において以下同じ)に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします(振込手数料は出展者が負担するものとします)。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を持ちます。(出展者(広告代理店を含まない)が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。)

[4. 出展キャンセル]

4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます)の事情により、出展のすべてまたは一部を取り消し・解約をする場合、出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえで、出展料金の全額を主催者に支払わなければなりません。

4-2. 出展申込受理後はキャンセル料が発生し、出展料金の全額をお支払いいただきます。

4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

[5. 展示スペースの割り当て]

5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。

5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルなどがあつた場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

[6. 各種書類の提出]

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申込を受理しないことがあります。

[7. 展示に関するルールの概要]

7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。

7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければなりません。

7-4. 出展者等は、通路など自社小間内外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。

7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持込は禁止されておりますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込みを決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。

7-9. 写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出た了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。

7-10. その他、前各号のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はそれに従うものとします。

[8. 個人情報の取り扱い]

8-1. 出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報主体から「同意」を取らなければなりません。

8-2. 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営を行わなければなりません。

8-3. 出展者は、「個人情報」の情報主体から展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとらなければなりません。

8-4. 出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争が生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

[9. 損害賠償責任]

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。

9-2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたとすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。

9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。

9-4. 主催者は、天災地変、疫病、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責にやらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-5. 主催者は、ガイドマップ、ウェブサイトやその他の告知宣伝物の誤植などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-6. 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者などに生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むあらゆる損害を与えた場合、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等は、出展者の責任のもとで解決するものとします。

[10. 反社会的勢力の排除]

10-1. 出展者等は、現に反社会的勢力(以下の①～④に掲げる者および団体をいう)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。

①「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者

②「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿もしくは「暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員

③総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体または個人

④暴力、威力、脅迫的言辭および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑤前①～④のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」という)と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑥反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体

⑦反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

10-2. 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金しません。

[11. その他]

11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに主催者は同意するものとします。

11-2. 主催者が必要と判断した場合、出展者にあらかじめ通知することなくいつでも本展規約等を変更することができるものとします。



【 お問い合わせ 】

社会インフラテック2018主催者事務局
日本経済新聞社 文化事業局イベント事業部

〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
TEL.03-6256-7355 / FAX.03-6256-7844
E-mail : infratech@nex.nikkei.co.jp

